

# 1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

## 概要

### 【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
  - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
  - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
    - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
    - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
  - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

## 単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位  
なし

<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ  
介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし



**特別地域介護予防支援加算** 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし



**中山間地域等における小規模事業所加算** 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし



**中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算** 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費  
(II)のみ

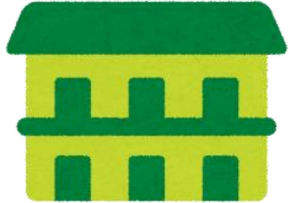
# 1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

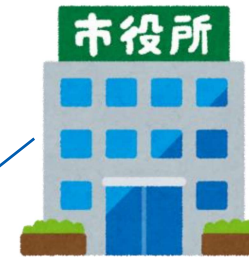
指定居宅介護支援事業者



- 【報酬】**
- 介護予防支援費
  - 初回加算
  - 委託連携加算

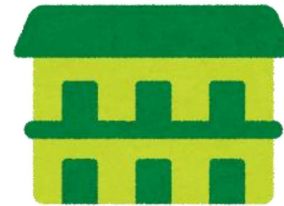
- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
    - ・ 保健師
    - ・ 介護支援専門員
    - ・ 社会福祉士 等
  - 管理者

< 改定後 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



**【新設】**

情報提供 ↓

指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(指定居宅介護支援事業者)



- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (I)
  - 初回加算
  - 委託連携加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
    - ・ 保健師
    - ・ 介護支援専門員
    - ・ 社会福祉士 等
  - 管理者

- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (II)
  - 初回加算
  - 特別地域介護予防支援加算
  - 中山間地域等における小規模事業所加算
  - 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の介護支援専門員
  - 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

# 1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

## 概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

○ 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。

### 【省令改正】

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - i 利用者の状態が安定していること。
  - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
  - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

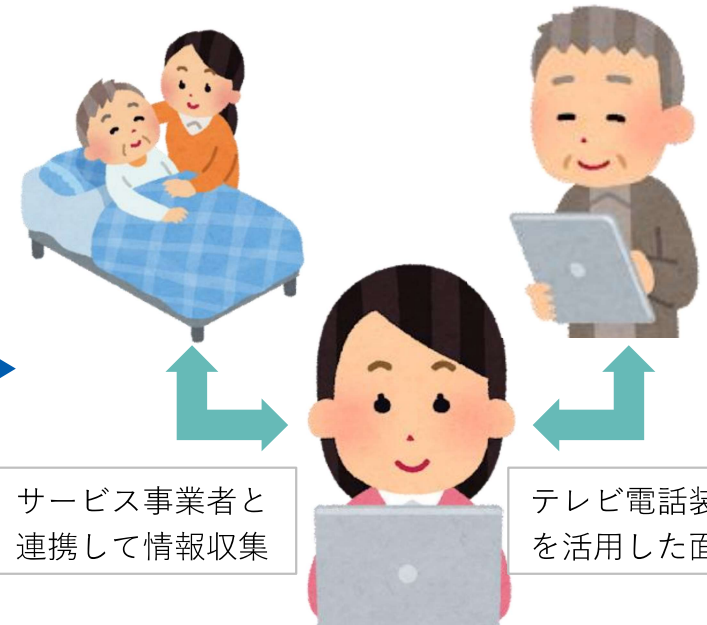
利用者の同意



サービス担当者会議等での合意



- 利用者の状態が安定している
- 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる
- 他のサービス事業者との連携により情報を収集する



サービス事業者と連携して情報収集

テレビ電話装置等を活用した面談

オンラインでのモニタリングが可能